議事２

唐桑地域デマンド交通第２次実証運行の実施について

唐桑地域では，トヨタ自動車東日本㈱の支援を受けながら，唐桑町まちづくり協議会と連携して令和４年度からの３か年計画で交通課題の解決に向けた取組を推進しています。今年度は10月２日からデマンド交通の第１次実証運行に取り組んでおり，令和６年度は運行内容の見直しを行いながら第２次実証に取り組む予定です。

実証運行の実施には東北運輸局の許可が必要であり，第１次実証の際にも本会議の承認を得て許可申請を行っておりますが，第２次実証運行の実施には改めて許可申請を行う必要があることから，本会議の承認が必要な事項等について協議をお願いするものです。

１　第２次実証運行の計画について

（１）第１次実証運行からの変更点

第１次実証ではデマンド交通の利用者を唐桑町内に居住する方に限定しているほか，大沢地区では10月から路線バスの利便性向上のため路線見直しを行ったことから，デマンド交通についてはＢＲＴ駅のみ停留所に指定していましたが，第２次実証では，オルレなどで唐桑地域を訪れる観光客も利用できるよう改善するとともに，大沢地区にも複数の停留所を設置するなど，以下のとおり運行内容を見直します。

①中地区に観光客に対応した停留所を追加（１ヶ所）
②大沢地区に停留所を追加（３ヶ所）
③観光客等の利用を可能とし，事前登録を不要とする

（２）運行の概要（詳細は別紙資料参照）

	第１次実証運行	第２次実証運行
法的位置付け	道路運送法第２１条に基づくタクシー事業者による乗合旅客運送（実証運行）	変更なし
運行期間	令和５年１０月２日から 令和６年３月２９日まで	**令和６年４月１日から 令和７年３月３１日まで**
運行区域	唐桑地域の全域	唐桑地域の全域 **（停留所を新設）**
利用対象者	唐桑地域の住民 （利用者登録が必要）	**どなたでも利用可能 （利用者登録は不要）**
運行事業者	有限会社ししおり・きはんせんタクシー （気仙沼市赤岩舘下５３）（※）	変更なし
運行方式	定時出発・ミーティングポイント方式	変更なし
使用車両	乗客定員９名のジャンボタクシー１台	変更なし
運行日	平日の８時10分から15時45分まで 土曜日８時10分から12時10分まで （年末年始は運休）	変更なし （旧盆期間及び年末年始は運休）

	第１次実証運行	第２次実証運行
運行便数	Ａ（崎浜方面）平日３便，土曜日２便 Ｂ（大沢方面）平日３便，土曜日２便 Ｃ（舞根方面）平日４便，土曜日２便 （Ｃのうち３便はＡとの混乗運行）	変更なし
運賃	２００～１，０５０円 （距離及び乗合の有無により変動）	変更なし
利用方法	事前に運行事業者へ電話にて予約 （各便の出発時刻の１時間前が締切）	変更なし

※（一社）宮城県タクシー協会気仙沼支部に委託し，同法人が運行事業者を選定

２　トヨタ・モビリティ基金助成金の申請等について

（１）経緯

唐桑地域におけるデマンド交通実証運行等の取組については，(一財）トヨタ・モビリティ基金の助成金により，東北モビリティ・コンソーシアム気仙沼分科会（トヨタ自動車東日本㈱, 唐桑町まちづくり協議会及び本市で構成）が主体となって実施しています。

助成金は, 今年度分は東北モビリティ・コンソーシアムとして申請しましたが, トヨタ・モビリティ基金から, 令和６年度分の申請は, 助成事業終了後の事業運営体制を見据えて, 地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会である本会議が行うのが望ましいとの見解が示されました。

このことから，本会議として助成申請及び助成決定時の契約を行い，本会議で助成金の交付を受け，執行することについて協議をお願いするものです。

（２）申請内容

①事業内容　デマンド交通実証運行及びこれに付随するアンケート調査等
②申請者　　気仙沼市地域公共交通会議　会長　赤川郁夫
③申請額　　９，３３４，０００円
④事業期間　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

（３）その他

助成金が本会議に交付されるため，今後の会議で予算の協議をお願いする予定です。

３　今後のスケジュール

令和６年２月７日　　地域公共交通会議（本日）
　　２月中旬　　交通事業者が東北運輸局に実証運行に係る許可申請
　　３月下旬　　東北運輸局から実証運行に係る許可（見込み）
　　トヨタ・モビリティ基金助成金の契約締結（見込み）
　　３月 29 日　　第１次実証運行終了
　　４月１日　　第２次実証運行開始（見込み）

以上

資料1（議事2関連）

唐桑地域デマンド交通停留所一覧

地区	No.	停留所位置
崎浜	1－1	唐桑半島ビジターセンターバス停
	1－2	大立浜バス停
	1－3	水尻ゴミ集積所付近Y字路
	1－4	津本バス停
	1－5	神の倉共葬墓地入口北側付近
	1－6	八面荒神社入口付近
	1－7	大日バス停
松圃	2－1	神の倉団地入口（県道沿い）西側
	2－2	（有）丸喜商事様付近
	2－3	茂呂の木様付近（市道待避所付近）
	2－4	松圃幼稚園付近
	2－6	鴨木付近（防火水槽付近）
	2－7	松圃バス停
中井	3－1	地の神の上様付近
	3－2	中井公民館前
	3－3	滝浜漁港入口付近
	3－4	欠浜団地入口付近
	3－5	上小鯖（中井）防火水槽付近
	3－6	中井小学校前バス停
小鯖	4－1	小鯖地区防集団地入口
	4－2	小鯖集会所前
	4－3	峰通り付近
	4－4	茶畑様付近
	4－5	旧小鯖老人憩の家跡地付近
	4－6	新小鯖トンネル付近（萌土地入口付近）
	4－7	小鯖入口バス停
	4－8	上小鯖（小鯖）防火水槽付近（せきぶち様下）
	4－9	神止漁港南側
中	5－1	漁火パーク
	5－2	巨釜半造入口バス停
	5－3	笹浜漁港入口交差点北側（Y字路付近）
	5－4	半造レストハウス入口（旅館丸藤様東側）
	5－5	半造レストハウス
	5－6	民宿船渡様付近
	5－7	小野医院様前
	5－8	巨釜駐車場
鮪立	6－1	萌土地ゴミ集積所付近
	6－2	鮪立地区防集団地内
	6－3	民宿つなかん様付近
	6－4	鰹一本釣り発祥の地石碑付近
	6－5	藤浜・天理教島亀山分教会様下り口交差点付近
	6－6	越路集会所前
	6－7	越路（北側）ゴミ集積所付近
	6－8	川尻新屋様前T字路付近
	6－9	高栄様駐車場付近
	6－10	加久良様付近
	6－11	旧藤北集会所跡地北側（宿側）

地区	No.	停留所位置
舞根	7－1	新立様付近（市道待避所脇）
	7－2	舞根集会所
	7－3	舞根1区防集団地内（浦の丘団地内）
	7－4	舞根漁港
	7－5	舞根2区防集団地内（東舞根集会所）
	7－6	瀬織津姫神社入口付近
宿	8－1	唐桑総合支所
	8－2	宿バス停
	8－3	唐桑郵便局前バス停
	8－4	からくわタ市広場
	8－5	宿地区防集団地内（明戸ニュータウン内）
	8－6	早馬神社入口付近
	8－7	明戸大橋南側（ゴミ集積所付近）
石浜	9－1	太田沢ゴミ集積所付近
	9－2	石浜バス停
	9－3	古和口商店様南側交差点付近
	9－4	高石浜バス停
	9－5	番屋跡付近（石浜1区ゴミ集積所付近）
	9－6	蕪塚バス停
	9－7	燦さん館
只越	10－1	出月ゴミ集積所付近
	10－2	白浜バス停
	10－3	万田沢入口付近
	10－4	境交差点付近（信号機付近）
	10－5	只越トンネル東側
	10－6	堂角バス停
舘	11－1	小川口様付近
	11－2	賀美様付近（三叉路付近）
	11－3	旧市営舘住宅付近
	11－4	大理石海岸近く交差点付近
	11－5	小原木公民館
	11－6	舘防火水槽付近（洪龍寺様近く）
	11－7	新田前バス停
	11－8	旧小原木養鶏場入口付近（国道沿い）
大沢	12－1	BRT唐桑大沢駅
	12－2	大沢B防集団地内
	12－3	台の下ゴミ集積所付近
	12－4	大沢台の下バス停

※白抜き部分が2次実証から変更又は追加となる停留所

計 85ヶ所

唐桑地域デマンド交通停留所位置図

1　崎浜

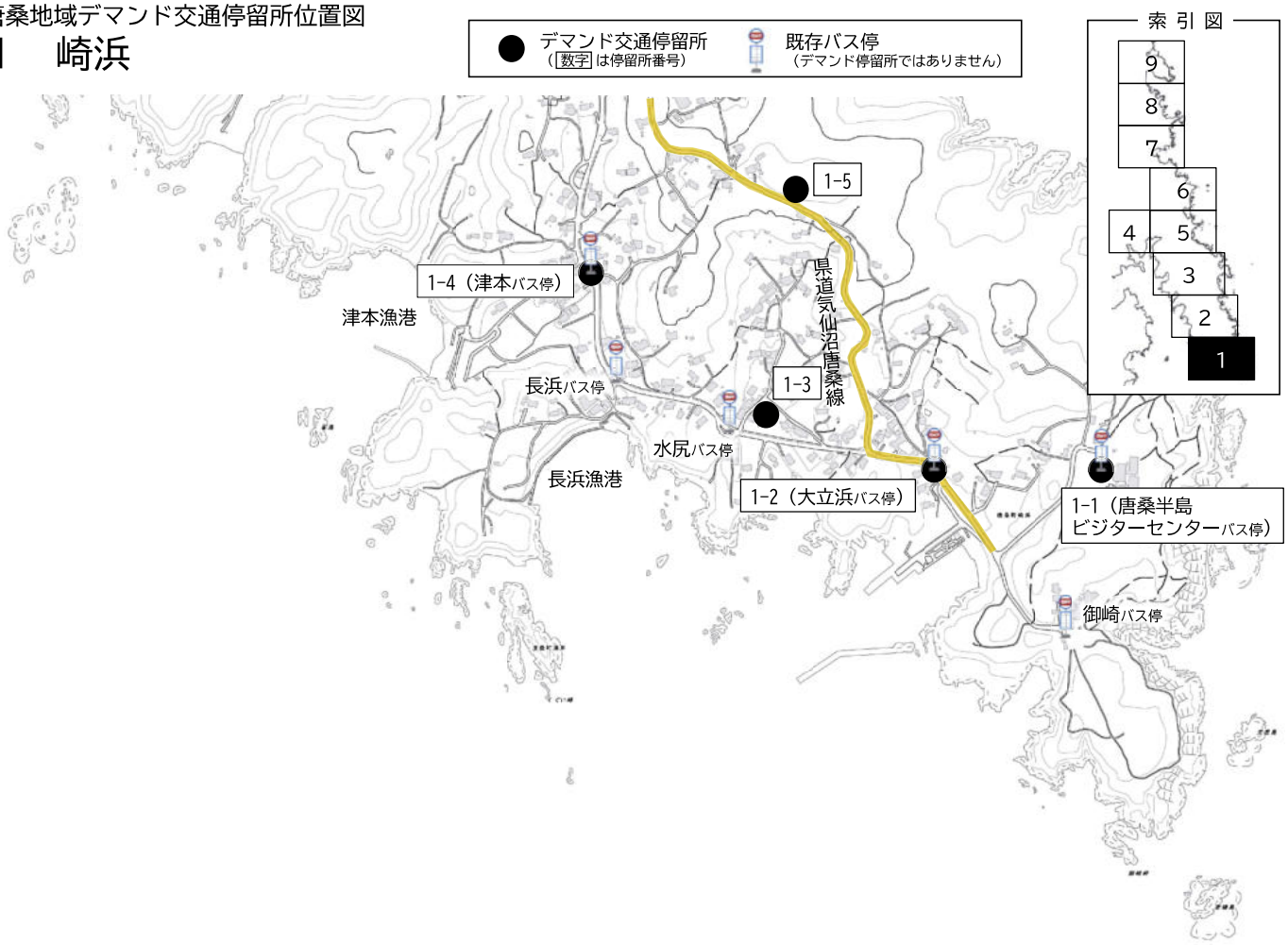

唐桑地域デマンド交通停留所位置図

2　小鯖・中井・松圃・崎浜

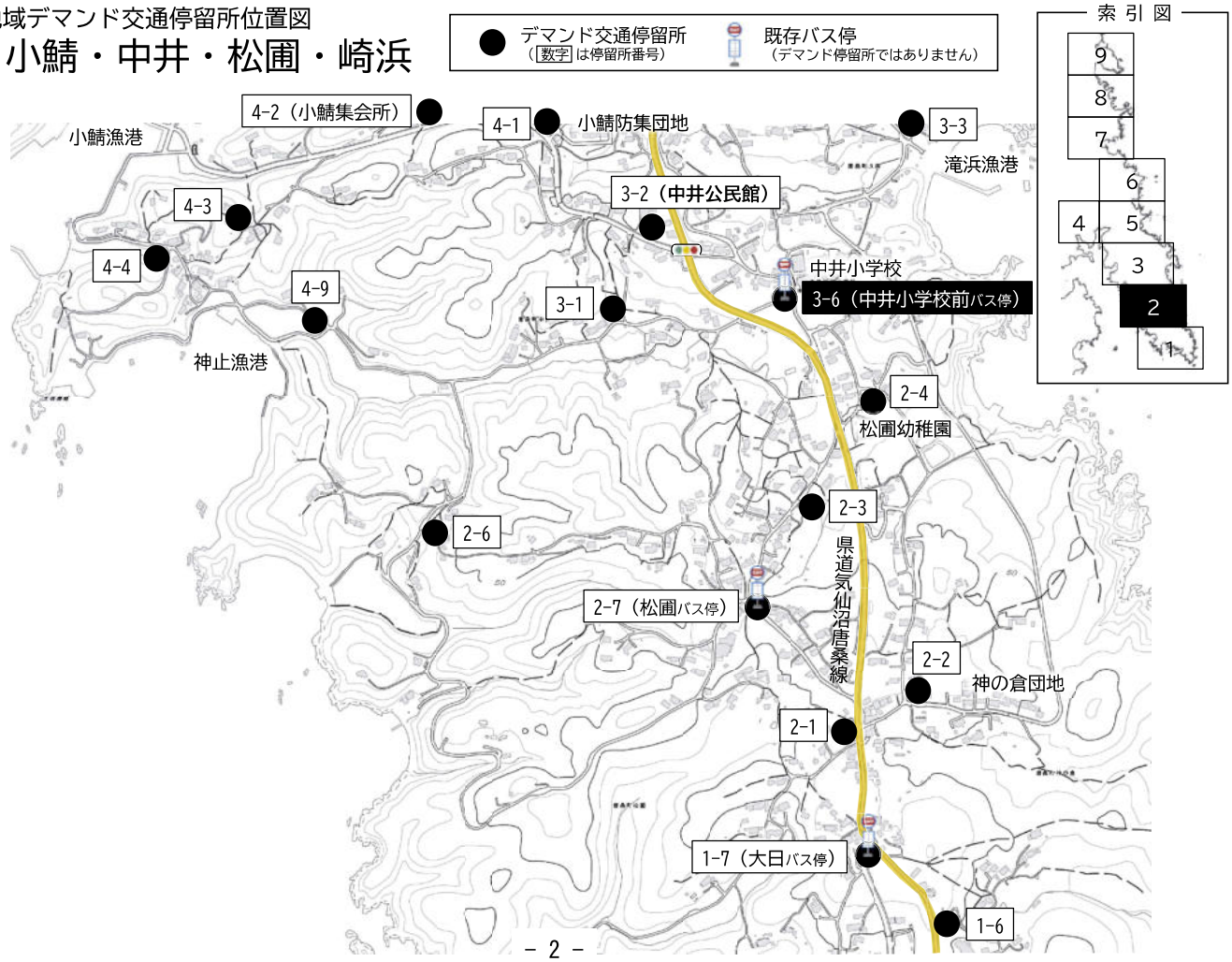

唐桑地域デマンド交通停留所位置図

3　鮪立・中・小鯖・中井

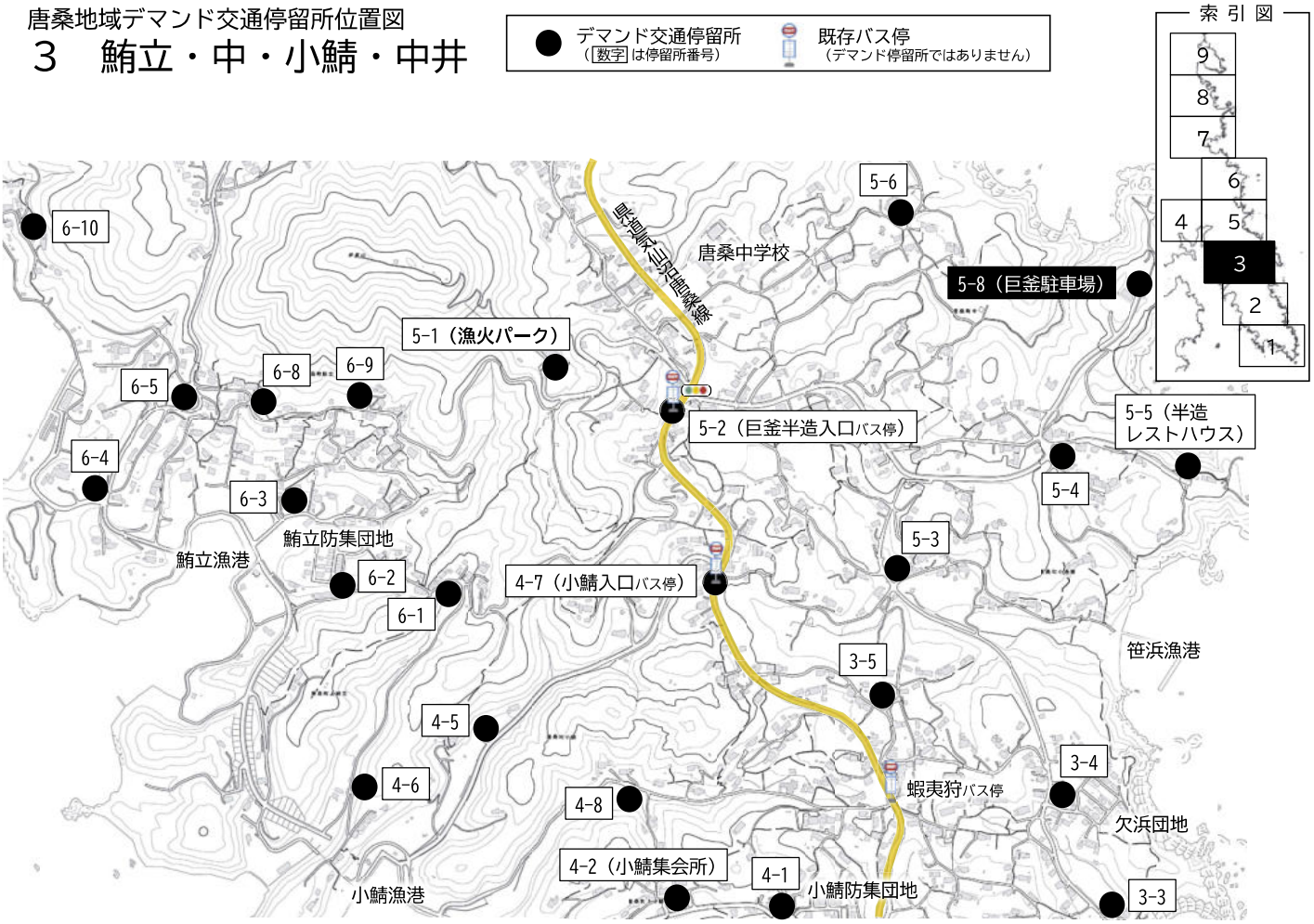

唐桑地域デマンド交通停留所位置図

4　舞根

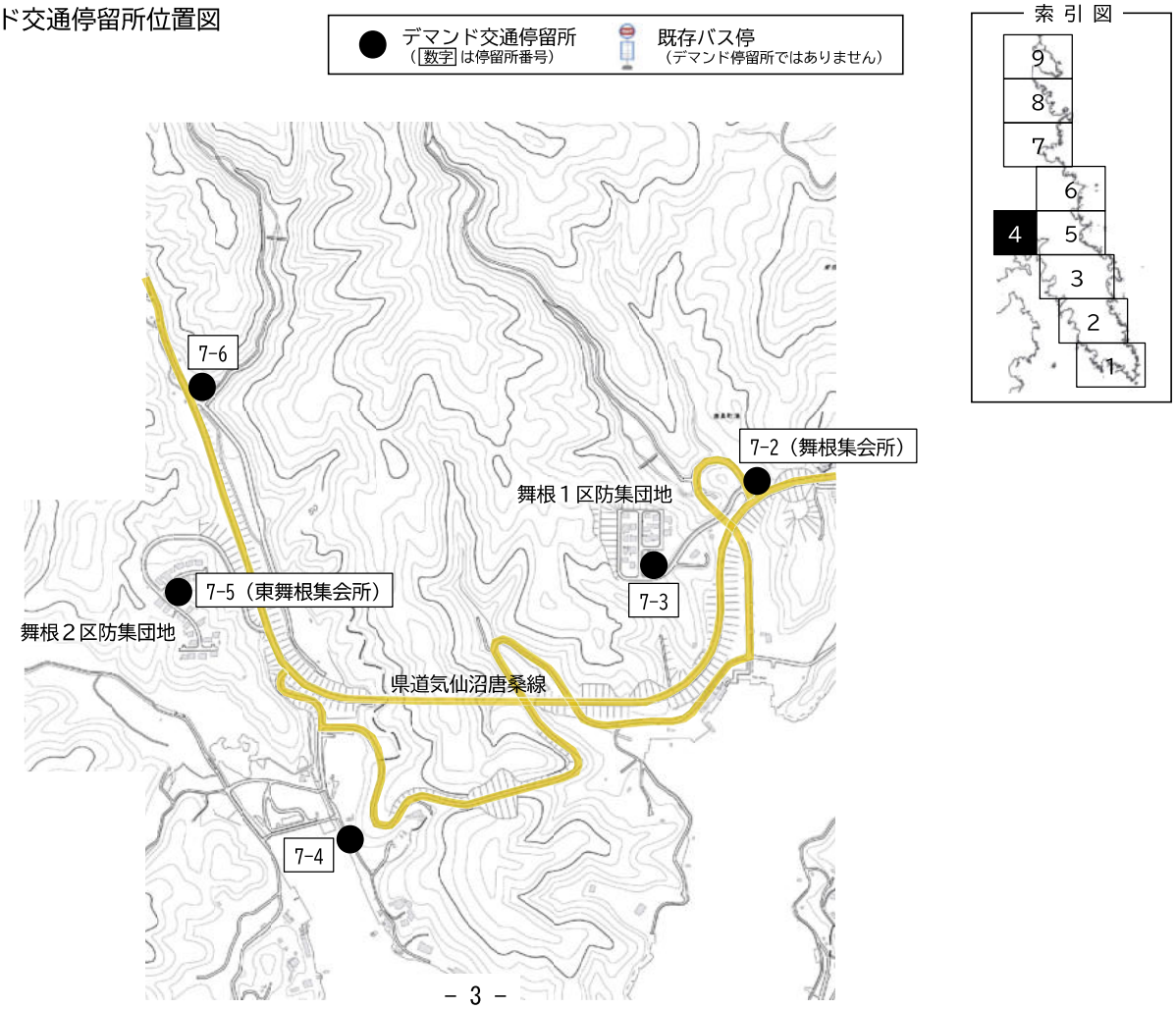

唐桑地域デマンド交通停留所位置図

5　石浜・宿・中・鮪立

● デマンド交通停留所（数字は停留所番号）　既存バス停（デマンド停留所ではありません）

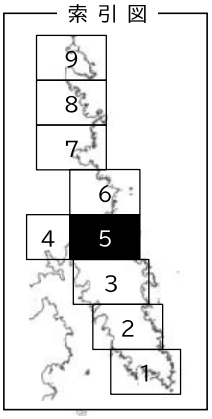

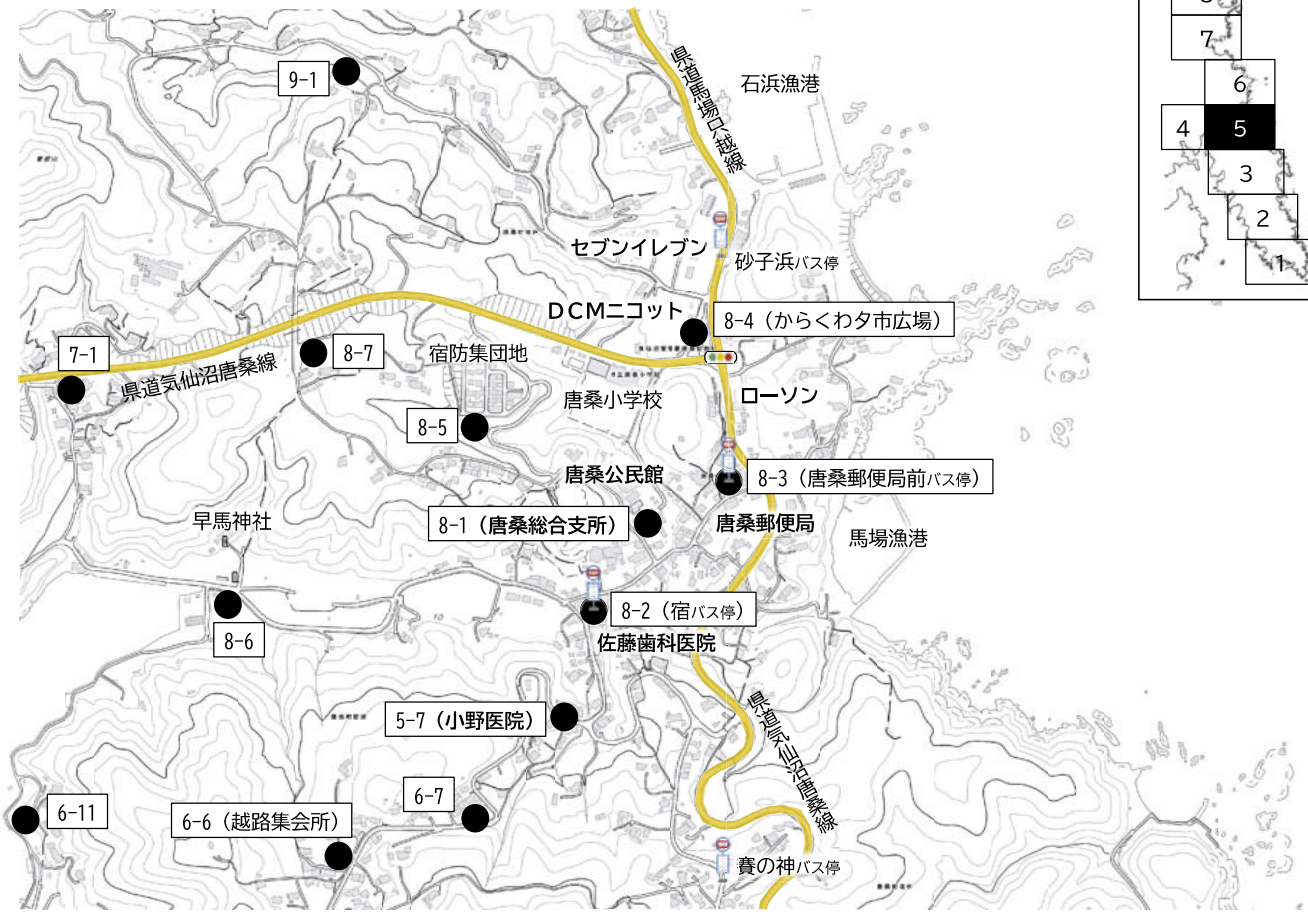

唐桑地域デマンド交通停留所位置図

6　石浜

● デマンド交通停留所（数字は停留所番号）　既存バス停（デマンド停留所ではありません）

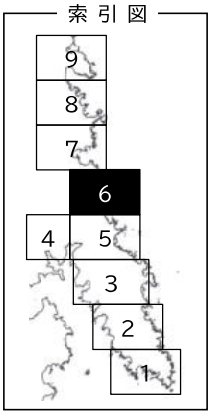

唐桑地域デマンド交通停留所位置図

7　只越

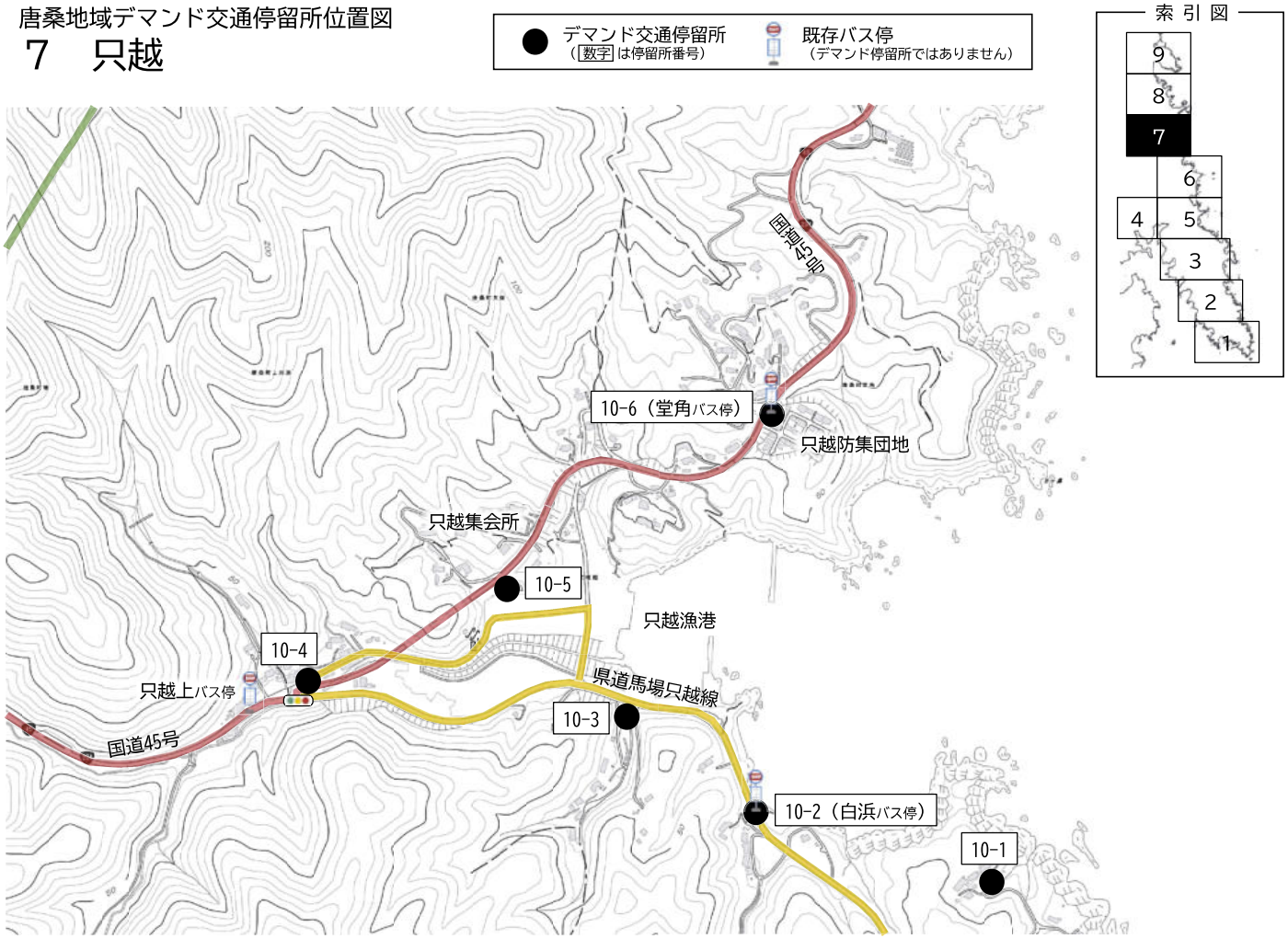

唐桑地域デマンド交通停留所位置図

8　舘

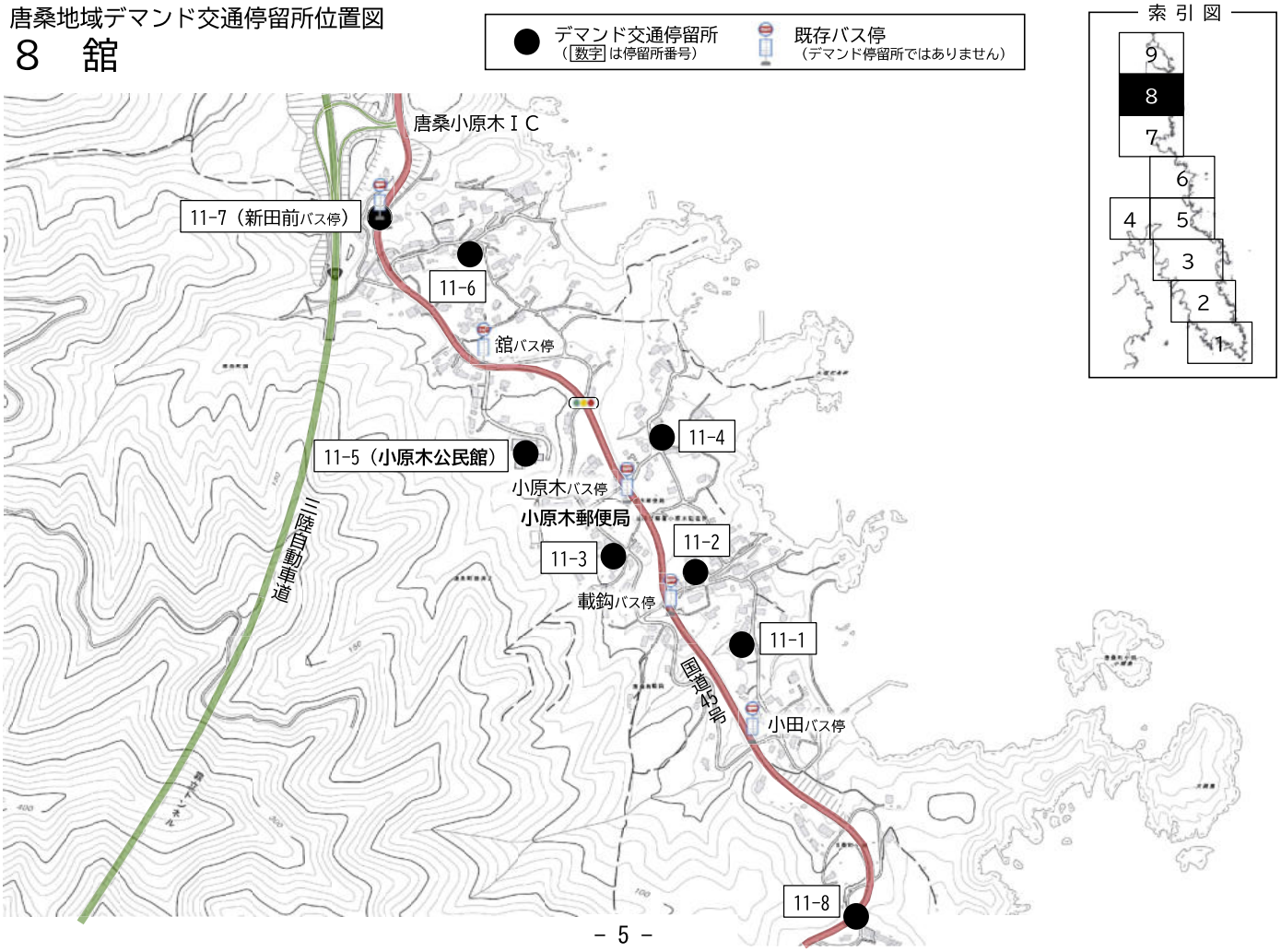

唐桑地域デマンド交通停留所位置図

9　大沢

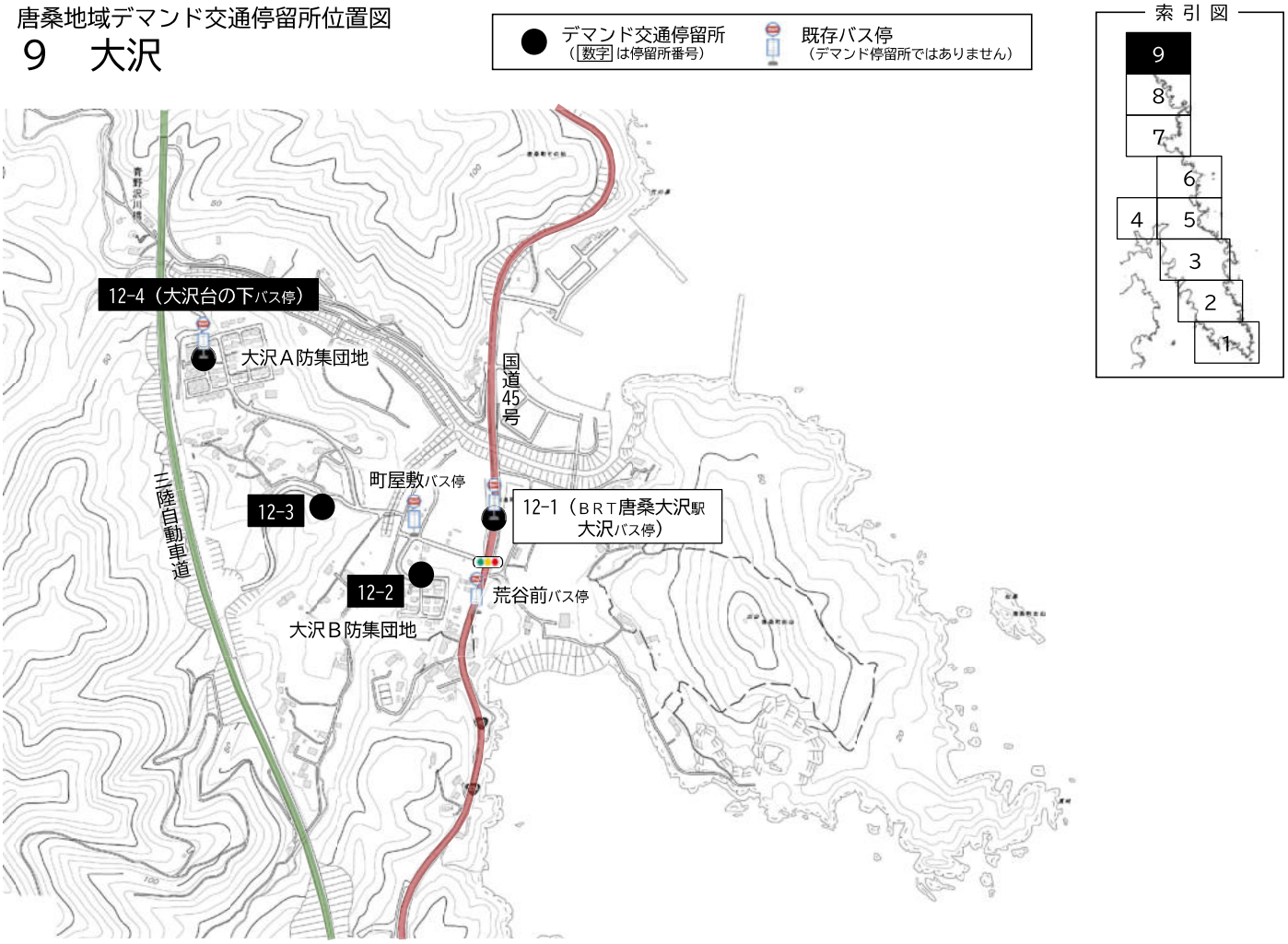

唐桑地域デマンド交通運賃表

資料2（議事2関連）

１人乗車時（普通運賃）

同一行政区内相互間の移動に係る運賃は３００円

運賃
距離(km) ※距離は代表地点間のもの

											大沢
										舘	300
											1.9
									只越	450	600
										2.9	4.6
								石浜	300	600	750
									1.6	4.5	6.3
							宿	450	450	750	900
								2.1	3.8	6.7	8.4
						舞根	450	450	600	900	900
							2.4	3.7	5.3	8.2	9.9
					鮪立	600	450	600	750	900	1,050
						4.6	2.7	4.8	6.4	9.3	11.1
				中	300	450	300	450	600	750	900
					1.6	3.4	1.7	3.4	5.1	7.9	9.8
			小鯖	300	300	600	450	600	750	900	1,050
				1.5	1.3	5.2	3.2	5.0	6.6	9.5	11.4
		中井	300	450	450	600	450	600	750	1,050	1,050
			1.8	2.1	3.1	5.8	3.8	5.6	7.2	10.1	12.0
	松圃	300	450	450	450	750	600	750	750	1,050	1,050
		0.8	2.3	2.7	3.6	6.3	4.3	6.1	7.8	10.6	12.5
崎浜	300	300	450	450	600	750	600	750	900	1,050	1,050
	0.7	1.5	3.0	3.4	4.4	7.1	5.0	6.8	8.5	11.4	13.2

複数人乗車割引運賃

同一行政区内相互間の移動に係る運賃は２００円

運賃
距離(km) ※距離は代表地点間のもの

											大沢
										舘	200
											1.9
									只越	300	400
										2.9	4.6
								石浜	200	400	500
									1.6	4.5	6.3
							宿	300	300	500	600
								2.1	3.8	6.7	8.4
						舞根	300	300	400	600	600
							2.4	3.7	5.3	8.2	9.9
					鮪立	400	300	400	500	600	700
						4.6	2.7	4.8	6.4	9.3	11.1
				中	200	300	200	300	400	500	600
					1.6	3.4	1.7	3.4	5.1	7.9	9.8
			小鯖	200	200	400	300	400	500	600	700
				1.5	1.3	5.2	3.2	5.0	6.6	9.5	11.4
		中井	200	300	300	400	300	400	500	700	700
			1.8	2.1	3.1	5.8	3.8	5.6	7.2	10.1	12.0
	松圃	200	300	300	300	500	400	500	500	700	700
		0.8	2.3	2.7	3.6	6.3	4.3	6.1	7.8	10.6	12.5
崎浜	200	200	300	300	400	500	400	500	600	700	700
	0.7	1.5	3.0	3.4	4.4	7.1	5.0	6.8	8.5	11.4	13.2

運賃の種類

種類		割引率	条件等
複数人乗車割引運賃		33%	乗車区間のうち一部でも乗り合わせが生じた場合に適用
小児運賃	６歳以上１２歳未満	50%	１２歳に達した後最初の３月までは本欄の割引適用
	１歳以上６歳未満	50%	６歳以上の同伴者がいる場合は２人まで無賃 ６歳に達した後最初の３月までは本欄の割引適用
	１歳未満	100%	１歳に達した後最初の３月までは本欄の割引適用
障がい者割引運賃	身体障がい者，知的障がい者及びその介護者	50%	身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている者（手帳の提示が条件）及び第１種障がい者に付き添って乗車した介護者１人
	精神障がい者	50%	宮城県又は仙台市から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（手帳の提示が条件）
	児童福祉施設の養護児童及びその付添人	50%	児童福祉法に規定する児童福祉施設の養護児童及びその児童と同一に乗車する付添人（当該施設の長が発行する「福祉児童運賃割引証明書」の持参が条件）

※複数人乗車割引運賃は10円未満の端数は切り捨て　小児運賃及び障がい者割引運賃は10円未満の端数は切り上げ